

後期高齢者医療の被保険者の方へ

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（オレンジ色）の有効期限は、平成 23 年 7 月 31 日までとなっております。

新しい保険証（水色）は 7 月中に簡易書留で郵送いたしますので、平成 23 年 8 月 1 日からは新しい保険証（水色）をお使いください。

新しい保険証（水色）に記載してある一部負担金の割合は、平成 23 年度の町民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証（オレンジ色）は平成 23 年 8 月 1 日以降に、高森町役場の住民福祉課、国民健康保険係へお返しいただくか、各自で処分されますようお願いいたします。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が 145 万円以上ある方がいる世帯の被保険者	→	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 3 割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	→	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 1 割

※新しい保険証は裏面に臓器提供意思表示ができるようになりました。臓器提供の意思表示をする際はボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口に用意しておりますので、詳しくは高森町役場の住民福祉課、国民健康保険係へお問合せください。